税金・確定申告・健康保険・年金についてのご案内

理工学部　総務課

① 給与について

助教（有期・研究奨励）の給与は税法上給与所得として扱われます。現在、扶養義務者（親等）の扶養親族となっている場合には、扶養義務者の勤務先で手続きが必要となることがありますので、当該扶養義務者の勤務先にご照会ください。

② 扶養控除について

年間（1 月～12 月まで）の収入が一定の金額を超えると、所得税の支払いが必要になり、扶養義務者（親等）の扶養控除の対象から外されます。扶養控除の対象から外れると、多くの場合は扶養義務者（親等）の支払う税額が上がり、扶養義務者（親等）の勤務先で手続きが必要となります。

所得税の例

A：収入が 103 万円以下の場合

所得税＝0 円

扶養義務者（親等）の「扶養控除」の対象になります。

B：収入が 103 万円～130 万円以下の場合

所得税＝0 円

扶養義務者（親等）の「扶養控除」の**対象になりません。**

→大学生は、勤労学生控除（27 万円）が適用でき、収入 130 万円以下であれば所得税の支払いが必要なくなりますが、親等の「扶養控除」の対象から外れます。

※勤労学生控除については⑤を参照

C：収入が 130 万円を超える学生

所得税＝130 万円を超えた分に対してかかります。

扶養義務者（親等）の「扶養控除」の**対象になりません。**

→130 万円を超えた分に対して所得税が課税されます。

確定申告を行えば、支払った所得税の一部が還付される場合があります。

※確定申告については⑥を参照

③ 健康保険と扶養

扶養義務者（親等）が、勤務先で健康保険に加入している場合、収入が年間 130 万円（異なる場合があるので勤務先へ確認が必要）を超えると扶養義務者（親等）の扶養の対象から外れ、扶養義務者（親等）の勤務先で手続きが必要です。その場合には、国民健康保険に加入し、保険料を支払う必要があります。

④ 住民税

所得税と同様に、年間（1 月～12 月まで）の収入が一定の金額を超えると、住民税の支払いが必要になります。金額については、居住している自治体によって異なります。

⑤ 勤労学生控除

大学生は、自ら申請を行うことにより、所得税（27 万円）、住民税の所得控除を受けることができます。勤労学生控除を受けるには、給与の収入金額が 130 万円以下などの条件を満たす必要があります。（詳細は国税庁 HP をご覧下さい。）ただし、支払い元（慶應義塾）などに勤労学生控除を申請していない場合は、確定申告の際に勤労学生控除を申請する必要があります。

⑥ 年末調整と確定申告

アルバイトなどでも、収入によっては源泉徴収により所得税を引かれます。源泉徴収は税金の仮払いのような状態なので、これを正確な金額で確定させるために年末調整もしくは確定申告が必要です。慶應義塾のみで勤務し、慶應以外からの収入がない場合には、当年分の扶養控除等（異動）申告書を提出することにより、年末調整を行います。複数の収入先がある場合などは、ご自身で確定申告を行う必要があります。収入が年間 130 万円以下の場合など、税金の還付を受けられる場合はありますが、年末調整時に申告いただく、あるいは確定申告を行わなければ払いすぎた税金は還付されません。

⑦ 健康保険と扶養

扶養義務者（親等）が、勤務先で健康保険に加入している場合、収入が年間 130 万円（異なる場合があるので勤務先へ確認が必要）を超えると扶養義務者（親等）の扶養の対象から外れます。その場合には、国民健康保険に加入し、保険料を支払う必要があります。

⑧ 国民年金と学生納付特例

本人の本年度の収入が 128 万円（令和２年度以前は 118 万円）以下（詳細については日本年金機構 HP をご覧ください。）の場合、学生納付特例により国民年金の支払い猶予を受けることができます。ただし、この特例を受けていた場合にも老齢基礎年金は減額されます。10 年以内に猶予期間の保険料を追納すれば、老齢基礎年金は満額受け取れます。

上記については、2022 年 12 月時点の情報をもとに概略を示しています。居住地区や扶養家族などの条件により、実際と異なる場合がありますので、税金については税務署、年金については年金事務所などで確認してください。